

市役所開庁時間

■月～金曜日／午前9時～午後5時30分
 ■土曜開庁日／午前9時～午後0時
 第1・第3土曜日に、市役所とニュータウン連絡所を開庁しています。 ※祝日など休日、年末年始を除く。取り扱いえない業務もあるので、事前に問い合わせてください

12月の土曜開庁日 **7日** **21日**

公共施設などの連絡先

市役所（代表） ☎072-366-0011
 ※直通電話番号は、各記事の問い合わせて確認してください

大阪狭山水道センター ☎072-349-9476
 お客様センター
 ニュータウン連絡所 ☎072-366-0011
 市立コミュニティセンター ☎072-366-0077
 SAYAKA ホール ☎072-365-8700
 市立公民館 ☎072-366-0070
 図書館 ☎072-366-0071
 保健センター ☎072-367-1300
 さやま荘・さつき荘 ☎072-366-2022
 シルバー人材センター ☎072-366-2277
 狭山池博物館・郷土資料館 ☎072-367-8891
 総合体育館 ☎072-365-5250
 池尻体育館 ☎072-365-7303
 ふれあいスポーツ広場 ☎072-368-2081
 社会教育センター ☎072-368-0121
 市民ふれあいの里 ☎072-366-1616
 社会福祉協議会 ☎072-367-1761
 堺市大阪狭山消防署 ☎072-366-0055
 消防署ニュータウン出張所 ☎072-368-0119
 市民活動支援センター ☎072-366-4664
 基幹相談支援センター ☎072-365-1144
 権利擁護支援センター ☎072-368-2111
 地域包括支援センター ☎072-368-9922
 ニュータウンサテライト ☎072-366-5566
 生活サポートセンター ☎072-368-9955
 きらっとぴあ ☎072-247-7047
 (男女共同参画推進センター)
 ぽっぽえん ☎072-360-0022
 (子育て支援センター)
 UPっぴ (子育て交流ひろば) ☎072-360-4320
 (世代間交流ひろば) ☎072-360-4321
 こども家庭センター ☎072-349-8016
 富田林保健所 ☎0721-23-2681
 黒山警察署 ☎072-362-1234
 防災行政無線放送 フリーダイヤル
 テレホンサービス ☎0120-367-707

カフェさつきの営業日／

とき 4日(水)・18日(水)午前11時～午後2時
 ところ さつき荘 メニュー 狭山池ダムカレー／400円、さつきカレー／300円、ドリンク(コーヒー・紅茶など)／150円

障害者地域活動支援センター「さつき」では、日中活動やカフェさつきのボランティアを募集しています。
 問い合わせ 障害者地域活動支援センター「さつき」☎366-2022・FAX366-0880

相談内容 ☎=予約制

とき (指定日以外の休日を除く)

市民相談・人権いろいろ相談	月～金曜日午前9時～午後5時30分
☎弁護士による無料法律相談(オンライン相談可)	4日～25日の水曜日午後1時～4時 ※18日は女性弁護士
☎司法書士による無料相談(オンライン相談可)	16日(月)午後1時～4時
☎人権擁護委員による相談	19日(水)午後2時～4時(午後3時30分まで受け付け)
☎行政相談	9日(月)午後1時～4時

広報広聴・人権啓発グループ☎366-0011・FAX366-0051

☎専門の女性カウンセラーによる女性のための相談 女性が対象 ※性自認が女性も可、オンライン相談可	2日(月)・10日(火)午後1時～4時、21日(土)午前9時30分～午後0時30分、24日(火)午前10時30分～午後1時30分
電話相談「女性のためのよりそいホットライン」 (必要な人に生理用品を提供しています)	3日～24日の火曜日・9日(月)・23日(月)午前10時～午後5時(午後4時30分まで受け付け) 相談専用電話番号☎090-2112-3970

きらっとぴあ☎247-7047

DV相談専用ダイヤル	月～金曜日午前9時30分～午後5時30分
広報広聴・人権啓発グループ☎349-8819	

児童家庭相談	月～金曜日午前9時～午後5時30分
こども家庭センター(UPっぴ内)☎349-8016	

児童家庭相談	月～金曜日午前9時30分～午後5時、7日(土)・21日(土)午前9時～午後0時
☎ひとり親家庭相談	

こども家庭支援グループ☎366-0011(児童家庭相談)、☎349-8015(ひとり親家庭相談)

ひとり親家庭相談	7日(土)・21日(土)午前10時～午後0時
身体障がい者相談	13日(金)午後1時～4時

さつき荘☎366-2022・FAX366-0880

知的障がい者(児)相談(電話相談)	21日(土)午後1時～2時
-------------------	---------------

高嶋☎0743-25-8131

電話・面接育児相談	月～金曜日午前9時～午後5時
-----------	----------------

市立こども園☎366-0080

☎発達をサポートが必要な中学3年生までの子どもに関する相談「手をつなGO!」	月曜日午前10時～午後5時、水・木曜日午前10時～午後0時
--	-------------------------------

ぽっぽえん☎360-0022

妊婦および未就学児の子育てに関する相談(予約可)	月～金曜日午前10時～午後5時
ぽっぽえん☎360-0022、電子メール(poppoen@city.osakasayama.osaka.jp)も可 UPっぴ(子育て交流ひろば)☎360-4320、電子メール(upp@city.osakasayama.osaka.jp)も可	

☎消費生活相談員による消費生活相談	月～金曜日午前10時～午後0時・午後0時45分～4時
-------------------	----------------------------

消費生活センター(産業にぎわいづくりグループ内)☎366-2400

☎社会保険労務士による労働相談(年金・社会保険の相談も可)	17日(火)午後1時～4時
-------------------------------	---------------

産業にぎわいづくりグループ☎366-0011

☎就労支援コーディネーターによる就労支援相談(就職のあっせんは不可)	月～金曜日午前9時～午後5時
------------------------------------	----------------

地域就労支援センター(産業にぎわいづくりグループ内)☎366-6789

☎若者の就労・自立相談(15～49歳の若年無業者と家族・保護者が対象、家族・保護者のみの相談も可)	4日(水)・18日(水)午前10時～午後0時
---	------------------------

南河内若者サポートステーション☎0721-26-9441

☎進路・教育相談	月～金曜日午前9時～午後5時
----------	----------------

☎専門家による特別教育相談	12日(木)午後2時～5時
---------------	---------------

☎進路選択支援相談	13日(金)・23日(月)午後5時30分～8時
-----------	-------------------------

教育支援センターフリースクールみ・ら・い☎368-0909、教育指導グループ☎366-0011

介護電話相談	月～金曜日午前9時～午後5時30分、7日(土)・21日(土)午前9時～午後0時(ニュータウンサテライトのみ)
--------	--

地域包括支援センター☎365-2941、ニュータウンサテライト☎366-5566

心配ごと相談(日常生活における悩みの相談)	2日(月)・16日(月)午後1時～4時
-----------------------	---------------------

社会福祉協議会☎367-1761

コミュニティソーシャルワーカーによる福祉なんでも相談	月～金曜日午前9時～午後5時30分
----------------------------	-------------------

社会福祉協議会(本荘・山原・廣瀬)☎367-1761

障がい者(児)相談支援事業所による相談	月～金曜日午前9時～午後5時30分
---------------------	-------------------

基幹相談支援センター(身体・知的・精神・難病・障がい児)☎365-1144、相談支援センターぱるぱる(障がい児・身体・知的・難病)☎368-8666、地域活動支援センターいーず(精神・ひきこもり)☎367-3990

精神保健福祉相談	月～金曜日午前9時～午後5時30分
----------	-------------------

福祉政策グループ☎349-9409

きこえない・きこえにくい人のFAX福祉相談	月～金曜日午前9時～午後5時30分
-----------------------	-------------------

福祉政策グループFAX366-9696

生活・仕事・自立相談(生活や仕事などに関する悩みの相談)	月～金曜日午前9時～午後5時30分
------------------------------	-------------------

生活サポートセンター☎368-9955

相談

四市合同人権・法律相談会

とき 令和7年1月24日(金)午後1時～3時45分 **ところ** 柏原市立男女共同参画センター(柏原市安堂町/近鉄大阪線「安堂駅」下車) **対象** 大阪狭山市・柏原市・羽曳野市・藤井寺市に居住・通勤・通学する人 **内容** ①弁護士による法律相談 ②専門員による人権相談 **定員** ①4組(先着順) ②4組(当日先着順) **申し込み** ①のみ令和7年1月6日(月)から電話で柏原市人権推進課 **問い合わせ** 柏原市人権推進課 ☎072-972-1544

女性のくらし特別法律相談会



とき 令和7年1月27日(月)午後1時～1時50分、午後2時～2時50分、午後3時～3時50分 **ところ** 市役所別館・相談室B ※オンライン相談可 **対象** 市内に居住・通勤・通学する女性 **定員** いずれも1組(先着順) **申し込み** 2日(月)から申込フォームから。市役所広報広聴・人権啓発グループへ電話または直接も可 **問い合わせ** 広報広聴・人権啓発グループ ☎366-0011

福祉

脳卒中の後遺症とつきあう交流会

とき 19日(休)午後2時～4時 **ところ** さつき荘 **対象** 脳卒中の後遺症を持つ人と家族 **内容** 当事者や家族同士の情報交換 **参加費** 250円 ※見学無料 **問い合わせ** ほっこり仲間の会(岸上 ☎090-8200-3294)、社会福祉協議会 ☎367-1761

やめよう、滞納

12月を「滞納整理強化月間」とし、集中的に滞納者への催告や財産の差し押さえなどを行います。特別な事情で納付できない場合は、各窓口で相談してください。
問い合わせ 税務グループ、保険年金グループ、高齢者福祉グループ、こども育成グループ ☎366-0011

歳末たすけあい募金にご協力を

1日(日)から「つながり ささえあう みんなの地域づくり」をスローガンに歳末たすけあい募金を行います。寄付金は、地域福祉活動団体などの事業費の一部に活用します。温かい善意をよろしくお願いします。

問い合わせ 大阪狭山地区募金会事務局(社会福祉協議会内) ☎367-1761

ひきこもり講演会

とき 7日(土)午後2時～4時 **ところ** 市立公民館・大集会室 **内容** ひきこもりの理解と支援、ひきこもりを経験した当事者へのインタビュー **問い合わせ** (社福)自然舎地域活動支援センターいず ☎367-3990・FAX367-0033

3日(火)～9日(月)は障がい者週間

●不当な差別的取り扱いの禁止 障がいのある人に対して正当な理由なく、サービス提供の拒否や制限の禁止 ●「合理的配慮」の提供 障がいのある人から、困っていることを取り除いてほしいと求められたとき、負担になりすぎない範囲の工夫を求めます **問い合わせ** 福祉政策グループ ☎349-9409

寝たきりや認知症の高齢者も障がい者控除が受けられる場合があります

65歳以上の寝たきりや認知症の高齢者で、本人やその扶養義務者に所得税や個人市・府民税が課税される場合、身体障がい者手帳や療育手帳などを持っていなくても、同程度の状態であれば、障がい者控除が受けられる場合があります。この控除は、本人の身体状況などで判定

し、認定された場合は、確定申告時に必要となる「障害者控除対象者認定書」を発行します。必要な書類など詳しくは問い合わせてください。認定書の発行は、基準日(税申告の対象となる年の12月31日)以降となります。

問い合わせ 高齢者福祉グループ ☎349-9416

さやりんおれんじカフェ

カフェ一覧 ※いずれも利用料100円
さくらあつたかカフェ ☎288-4381
とき 8日(日)午後2時～4時 **ところ** さくらの杜・半田(半田三丁目)
げんきカフェ ☎366-6535
とき 11日(水)午後2時～4時30分 **ところ** げんき館(茱萸木三丁目)
カフェおもちゃ館 ☎365-6688
とき 21日(土)午後2時～4時 **ところ** リハビリデイサービスおもちゃ館(西山台六丁目)
くみのきカフェ ☎368-2772
とき 8日(日)午後2時～4時 **ところ** 特別養護老人ホームくみのき苑(東茱萸木四丁目)
カフェ笑(しょう) ☎320-8268
とき 1日(日)午前10時～午後2時 **ところ** デイサービス笑狭山(大野台七丁目) ※モーニングは利用料300円
里カフェ ☎365-5878
とき 12日(木)・26日(木)午後1時～4時 **ところ** 介護老人保健施設さやまの里(岩室二丁目)
問い合わせ 高齢者福祉グループ ☎349-9416

大阪狭山市エコ川柳コンテスト入選作品一覧

7月18日～8月30日に募集した応募作品171点の中から、入選作品を選出しました。※順不同

問い合わせ 生活環境グループ ☎366-0011

すぐ捨てず とりまフリマで マッチング
マイボトル マイ箸入れる マイバッグ 糖質無制限
湯たんぽで 地球の熱を 冷ます冬 あまた
省エネ、しょうがネエと、ムグヘらし 豆風(とうふう)
いつまでも 有ると思うな 水と米 働き蜂ちえちゃん
ばい捨てし 彼女にポイと 捨てられる 中年やまめ
涼しんだ あとのゴーヤが また美味い やじろべー
資源ごみ 仕分けの前に 出さぬ意志 カジ
ひと手間で ゴミにはならず 再利用 照山紅葉

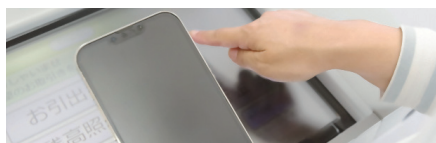
12月は税込確保重点月間

納期限内に納税した人との公平性確保のため、滞納者に催告や財産の差し押さえなどを行います。

問い合わせ 大阪府南河内府税事務所 ☎0721-25-1131

安全

その電話、詐欺では!?



市では、1～9月に7件の特殊詐欺が発生し、被害額は1,045万円を超えています。保険料還付金案内のために、市職員が電話でATMに誘導することはありません。不審な電話を受けたら、一旦電話を置き、黒山警察署 ☎362-1234や家族に相談しましょう。

問い合わせ 危機管理室 ☎366-0011

1日(日)～31日(火)に歳末特別警戒を実施

歳末は事件や事故が多発する傾向にあります。特殊詐欺被害撲滅に向けた対策や子どもや女性を狙った犯罪、自動車関連犯罪、金融機関などへの強盗などの犯罪被害防止対策を強化し実施します。

問い合わせ 黒山警察署 ☎362-1234

国内での化学物質規制の見直し

労働安全衛生法関係法令の改正により、令和6年4月から化学物質規制が大きく見直されています。

《改正のポイント》●化学物質の製造者およびそれを取り扱う事業者における危険性・有害

性に関する情報の伝達の強化 ●事業者はその情報に基づいてリスクアセスメントを行い、化学物質によるばく露防止対策を実行する必要があるなど ※詳しくは労働安全衛生総合研究所ホームページを確認してください

問い合わせ 事業者のための化学物質管理無料相談窓口 ☎050-5577-4862

安全安心スクール特別編「防犯講演会」

とき 15日(日)午前10時～11時30分 ところ 市役所・第一会議室 対象 市内に居住・通勤・通学する人 内容・講師 「身近に潜む詐欺の手口を学ぼう!」大久保育子さん/金融経済教育推進機構(J-FLEC)講師 定員 50人(先着順) 申し込み 12日(木)までに電話で市役所危機管理室。申込フォームからも可

問い合わせ 危機管理室 ☎366-0011

24日(火)～31日(火)に歳末火災予防運動を実施

歳末火災予防運動期間中、消防車両での警戒を強めます。ストーブは使用方法を間違えると、火災につながります。就寝時には、必ずストーブを消すなどして、安全に使用しましょう。

問い合わせ 堺市消防局予防査察課 ☎238-6005

年末の交通事故防止運動

交通ルールを守り交通事故を防ぎましょう。

《運動の重点》●自転車等の交通ルール遵守の徹底及びヘルメット着用の推進 ●夕暮れ時及び夜間の交通事故防止 ●飲酒運転の根絶 《スローガン》●身につけよう 交通ルールと ヘルメット ●反射材 光って気

づいて 事故防止 ●飲みません 今日は私が ハンドルキーパー

問い合わせ 黒山警察署 ☎362-1234、道路グループ ☎366-0011

国民年金

社会保険料(国民年金保険料)控除証明書

1月1日～12月31日に納付した国民年金保険料は、所得税と市・府民税の申告で、全額が社会保険料控除の対象です。社会保険料控除を受けるには、1月1日～9月30日に国民年金保険料を納付した人に日本年金機構から送付する「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」を、年末調整や確定申告の際に添付してください。10月1日～12月31日に今年初めて国民年金保険料を納付した人には、令和7年2月上旬に送付します。家族の国民年金保険料を納付した場合も、納付した人の社会保険料控除となります。家族あてに送付した控除証明書を添付して申告してください。また、「ねんきんネット」に登録している人は、マイナポータルとの連携と電子送付の希望登録の両方を行うと控除証明書を電子データで受け取れます。

問い合わせ 天王寺年金事務所 ☎06-6772-7531、年金加入者ダイヤルナビダイヤル ☎0570-003-004

国民健康保険・後期高齢者医療

マイナバーカードの健康保険証利用登録の解除

マイナバーカードの健康保険証利用登録の解除申請は、自身が加入する医療保険者に問い合わせてください。大阪狭山市国民健康保険および後期高齢者医療制度の被保険者の解除申請は、本人確認のできるもの(マイナ

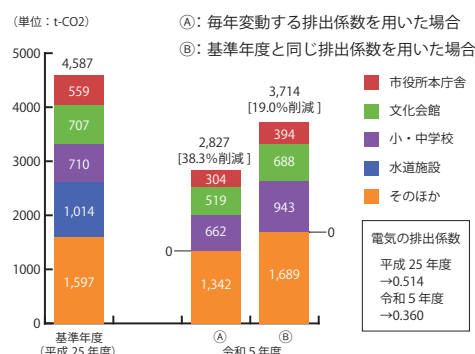
温室効果ガスの排出量を公表します

市では、「大阪狭山市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」に基づき、事務事業について環境配慮を徹底するとともに、公共施設で使用するエネルギー(電気やガス)、公用車で使用する燃料などの使用量を削減することで、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出抑制に取り組んでいます。計画では、平成25年度を基準年度とし、長期目標を令和12年度排出量39.8%削減、中間目標を令和6年度排出量25.7%削減に設定しています。

令和5年度の温室効果ガス排出量は、基準年度と比べて38.3%減少しました。なお、実際のエネルギー使用量による比較ができるよう、基準年度と同じ排出係数を用いて算出した場合の排出量も、基準年度と比べて19.0%減少しています。

今後も、引き続き地球温暖化対策に取り組み、温室効果ガスの排出量の削減に努めます。
※排出係数とは、温室効果ガスを算出するために用いられる値です

問い合わせ 生活環境グループ ☎366-0011



バーカード・運転免許証など)を持って、市役所保険年金グループで手続きしてください。解除申請をした人で、有効な健康保険証がない人には、「資格確認書」の交付手続きを行います。解除した後でも、再度利用登録が可能です。
問い合わせ 保険年金グループ☎349-9470 (国民健康保険)、☎349-9472 (後期高齢者医療)

募集

人権文化をはぐくむまちづくり審議会 市民委員

任期 令和7年1月～令和8年12月 **応募資格** 市内に居住・通勤・通学する18歳以上の人 **募集人数** 2人(多数の場合は選考) **応募方法** 市役所広報広聴・人権啓発グループ、ニュータウン連絡所、市立公民館、きらっとぴあで配布する応募用紙と「市民がお互いに支え合う地域社会づくり」をテーマとする作文(400字程度)を、〒589-8501大阪狭山市役所広報広聴・人権啓発グループへ郵送または直接。13日(金)必着
問い合わせ 広報広聴・人権啓発グループ☎366-0011

「脳の健康教室」サポーター

認知症予防に取り組む「脳の健康教室」の参加者のサポートを行い、教室を運営するボランティア(楽らくクラブ)を募集します。
とき 指定する金曜日の午前または午後 **ところ** さやま荘、市立コミュニティセンター **対象** 市内に住んでいるおおむね64歳以下の人 **募集人数** 3人程度 **《事前研修》**
とき 令和7年1月21日(火)午後1時～4時 **ところ** 市役所・別館2階作業室 **申し込み** 20日(金)までに市役所高齢者福祉グループへ電話または直接
問い合わせ 高齢者福祉グループ☎349-9416

環境

地球温暖化対策にかかる設備を設置した人にさやりんポイントを付与(追加募集)

対象設備 ●家庭用燃料電池コージェネレーション設備(エネファーム) ●家庭用リチウムイオン蓄電池設備 ●電気自動車等充放電設備(V2H) ●電気自動車充電設備 **対象者** 2月1日～令和7年1月31日までに、対象設備を設置するなど、応募要領に記載の要件を満た

す人 **付与ポイント** 1対象設備につき3万円分のさやりんポイント ※予算額に到達次第終了 **応募方法** 2日(月)～25日(水)に市役所生活環境グループで配布する応募要領を確認し、必要書類を生活環境グループへ直接。応募要領は市ホームページからもダウンロード可
問い合わせ 生活環境グループ☎366-0011

脱着不可の小型充電式電池の排出方法

●小型充電式電池内蔵(脱着不可)の電化製品(ゲーム機、モバイルバッテリー、コードレス掃除機など)ノ月1回の資源ごみAの日に「小型充電式電池内蔵」とはり紙し、排出してください。粗大ごみシールのはり付けは不要です ※スマートフォンや加熱式たばこなどは販売店や製造メーカーなどに回収を依頼してください ●脱着可能な小型充電式電池ノ市役所生活環境グループ、リサイクル協力店へ直接 ※持参できない場合は、生活環境グループまで問い合わせてください
問い合わせ 生活環境グループ☎366-0011

税

事業用資産を所有している人へ ～償却資産の申告が必要です～

固定資産税は、土地や家屋などの不動産だけでなく、会社や個人が事業用に所有している備品や機器、構築物などの償却資産にも課税されます。償却資産は申告が必要です。今月中に書類が届かない場合は、市役所税務グループへ連絡してください。資産の有無にかかわらず、令和7年1月1日現在の状況を、1月31日(金)

までに申告してください。また、市では地方税ポータルシステム(エルタックス)を利用し、インターネットでの申告も受け付けています。
問い合わせ 税務グループ☎349-9401

税理士による無料税務相談

所得税、相続税や経理などの相談ができます。

と き	ところ
3日～19日の火・木曜日	富田林納税協会(富田林市若松町西ノ近鉄長野線「富田林駅」下車)
5日(木)・19日(木)	市役所

※午後1時～4時(1人30分程度) **申し込み・問い合わせ** 午前10時～午後2時に電話で近畿税理士会富田林支部☎0721-25-6250

25日(水)は固定資産税・都市計画税の第4期分の納期限

納付書裏面記載の金融機関、コンビニエンスストアまたはスマートフォン決済のほか、地方税お支払サイトで納めてください。納期限までに納付が困難な場合は、市役所税務グループへ納付方法を相談してください。
問い合わせ 税務グループ☎349-9400

申告書などの控えへの収受日印の押なつ廃止

税務署では令和7年1月から、申告書などの控えに収受日付印の押なつを行いません。正本(提出用)のみを提出(送付)してください。
提出先 大阪国税局業務センター大手前分室(大阪市中央区大手前一丁目)
問い合わせ 富田林税務署☎0721-24-3281

4日(水)～10日(火)は人権週間

国際連合は、世界人権宣言の採択を記念して、10日(水)を「人権デー」と定め啓発活動に取り組んでいます。市では、人権週間にあわせて、7日(土)・8日(日)に市立公民館で「フェスタにんげんばんざい」、「人権を考える市民のつどい」を開催します。

【出張人権いろいろ相談】

様々な人権に関する相談に応じます。内容によっては専門機関を紹介します。
とき 7日(土)午後1時～4時 **ところ** 市立公民館・会議室2
問い合わせ 広報広聴・人権啓発グループ☎366-0011

【部落差別解消推進法を知っていますか？】

平成28年12月16日に、「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。市は、人権週間事業などを通じて啓発に取り組んでいます。

10日(火)～16日(月)は北朝鮮人権侵害問題啓発週間

北朝鮮による拉致被害者の一日も早い帰国をめざし、関心と認識を深めることが大切です。政府が拉致被害者と認定している帰国者5人を含む17人以外にも、拉致の可能性のある事案を、警察庁および警察本部ホームページに掲載しています。どんな些細な情報でもお寄せください。
問い合わせ 黒山警察署☎362-1234